

公益財団法人 音楽鑑賞振興財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益財団法人音楽鑑賞振興財団(以下「当財団」という。)の定款第18条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当財団は、役員に対し理事会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。

2 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、定額の報酬を支払うことができる。

3 当財団は、役員及び評議員に対し賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬額)

第4条 役員及び評議員に対する報酬額は、一人1日当たり30,000円を限度とする。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 当財団は、役員及び評議員がその職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第7条 当財団は、この規定をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この改正は公益財団法人への移行の登記の日から実施する。